

株主総会の手続きの簡略化について

事前に株主（議決権を有する株主に限る）の全員が、株主総会で決議する事項について賛成（同意）している場合においても、実際に株主総会を開催して集まらなければならないとなると会社にとって負担になります。そこで、今回は株主総会の手続きの簡略化について説明いたします。

Q 株主総会の招集手続の省略はできるのでしょうか？

A 株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、株主総会を開催することができます。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使ができる旨を定めた場合には、招集手続を省略することはできません（会社法300条）。このほか、株主（その代理人を含む）全員が株主総会の開催に同意して出席している場合、招集手続がなくても株主総会を開催することができます（全員出席株主総会）。

Q 株主総会の決議の省略はできるのでしょうか？

A 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすとされています（会社法319条1項）。

みなし株主総会決議とされています。



みなし株主総会決議の成立日はいつですか？



議決権のある株主全員の同意の意思表示が会社に到達した日に成立します。

決議日を調整したい場合は、「なお、〇月〇日に決議の効力が発生します。」などのように決議に期限を設ける方法などがあります。



定時株主総会の場合でもみなし株主総会決議は可能でしょうか？



みなし株主総会決議は、臨時株主総会だけでなく、定時株主総会においても利用することができます。



みなし株主総会決議の議事録の記載事項は？



次に掲げる事項です（会社法施行規則72条4項1号）。

1. 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容
2. 1の事項の提案をした者の氏名又は名称
3. 株主総会の決議があったものとみなされた日
4. 議事録の作成に係る職務を行った取締役。

たとえば、定時株主総会において事業報告の内容を報告する場合などで、取締役が報告すべき事項を通知し、当該事項を株主総会で報告することを要しないことにつき株主全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、株主総会への報告があったものとみなすことができます（会社法320条）。

報告があったものとみなされた事項も株主総会議事録に記載する必要があります。その場合には以下に掲げるものも記載事項となります。

（会社法施行規則72条4項2号）

1. 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容
2. 株主総会への報告があったものとみなされた日

詳しくは司法書士にご相談ください。